

提出された意見の概要とそれに対する市の考え方

| No. | 提出意見 | 市の考え方 | 対応 |
|-----|---|---|----------------|
| ① | 空き家の世帯主が存在しないものと存在するものに区分する。(国家の法律において国庫に入るものと下位官公庁判断(方法)で処理できるものとできない場合) | ご指摘の通り空家等の所有者等が判明するものと不明なものがありますので、計画に基づきそれぞれ対応していきます。 | 計画(案)のとおりとします。 |
| ② | 建築主が私有地に建築した時期の建築基準法で建築申請し行政が検証(一級建築士の検証も適合する時期以降も含める)したものはすべて合法であり他人もしくは行政が勝手に処理できない。(建売住宅等の中間商社の責務の場合もあり得る。) | 危険な空家であっても財産権がありますので、空家等の所有者等のご理解を頂きながら計画に基づき対応していきます。 | 計画(案)のとおりとします。 |
| ③ | 官公庁等にかかわる建屋は建築基準法・消防法・地震係数・風力係数等法令の変遷に追従して安全を確保しているが、一般住宅は法令が強制しているのか、世帯主に責任を負わせるのかの行政判断がなされていない。 | 空家等対策の推進に関する特別措置法において「空家等の所有者又は管理者は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。」と規定されていますので所有者等へ啓発を行っていきます。 | 計画(案)のとおりとします。 |
| ④ | ゴミ住宅の定義における他府県の行政が撤去する特例処置は既知である。 | 周辺地域に影響がある空家等のゴミ屋敷については、空家等対策計画の対象となっておりますので、計画に基づき対応していきます。 | 計画(案)のとおりとします。 |
| ⑤ | 他の慣例法令も視野に入れ国家の法令が上位優先するので市条例で実施できる範囲を策定することと市ができる範囲を合法化することが先決。 | 空家等の特措法に基づき、相生市空家等対策の推進に関する条例の施行を行っておりますが、関連法令も含め、今後も調査研究をいたします。 | 計画(案)のとおりとします。 |
| ⑥ | <p>問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他人に危害を付与する倒壊は自然災害であり、当時の想定外係数と設計手法解析の設定に問題がある。 ・国家法令でそのもち主に建築基準法・消防法に関する国家法令と都市計画法に準拠した建築をしていたかと更新法令に違反している建物の区別と判断による識別が優先する。 | 空家等の対策については、計画に基づき実施していきますが、ご指摘のような問題点にも対応するため自治会等の関係団体と連携・協力を得ながら対応していきます。 | 計画(案)のとおりとします。 |

| | | | |
|---|---|---|-----------------------|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・倒壊による危害は、老朽化以外は当時の建築に係る規制の状況と施工主の管理に対する責任を適切にする法律に準拠することになる。 ・老朽化の対策ができない施工主の金銭的もしくは改築する優先順位と施工主（世帯主）の権限と改修する意思がないと行政が監理推進による行政指導が可能か不明である。 ・倒壊以外に施工主（持ち主）の直接管理対象外の空き家の場合、誰でも侵入できる建物でも家屋侵入における告訴がないと行政処分できない。 ・その空き家にたむろする人々が買春等麻薬・ふしだらな活用に利用する場とならないもしくは犯罪拠点になることも予測できる環境に存在する場合市内外の悪辣な人々の集会の場となる意識予測から適切な行政管理は必要。 ・その他、利用価値を見出し率先した改修による市民視点のツールとしての活用における行政管理と市民ツールとなる施設に改良するための行政施策監理の計画をし相生市の行政機能を活用することで合法化することは可能。 ・問題点は行政側もしくは、空き家の持ち主側の視点で内容が異なるので容易な管理が可能な行政側の資産（税金）を用いた各種の実践項目は持ち主の了解ですべて完結する。 ・税金投入せずに、合法である空き家をどのように処理していくかが課題。 ・その他既得権による三権分立等の優先はく奪による自由化の推進を既得権除外として実践する課題。 | | |
| ⑦ | <p>少子高齢化・男女雇用機会均等法・国法の更新・発送電分離と電力自由化により法令の更新による送電線と一般家庭への送電線の更新規格の適用等・高齢の定義の変遷しそうなボランティア活動を促進する報道・一般住民の地震と津波の30年以内に発生する報道とその影響を先取りした活用法（自然災害は行政ヒューマンエラーも存在する）・子供の教育環境と地域ごとの</p> | <p>空家等の対策については、自治会等の地域の皆さまのご協力は必要と考えておりますので、必要な情報の発信とともに、今後も、空家等の対策の更なる研究に努めたいと考えております。</p> | <p>計画（案）のとおりとします。</p> |

| | | | |
|--|---|--|--|
| | <p>リソーススキルに準拠が優先・その空き家の立地環境からその地域住民の視点でその空き家の解体と活用を持ち主に企画立案した内容に理解を得れるのは行政主導以外にない。</p> <p>解体&改修&新規従業員移住環境と採用方法による住民の増加と生産拠点の移転等高齢者と中途採用による国内異動者による相生住民の増加以外に統計上TPP等の国際規格上と環境ISOの要求しているトータルコスト（税収主体）を優先する企業の認識をすることで、為替変動は世界の富裕層の一喜一憂の公的ギャンブルツールと認識することが適切である。</p> <p>特に、大統領制（8年間の責務），国内では（9年），（衆議院4年最長・参議院6年），市議会（4年）の期間が責務と業務権限を公職として固有名詞を世界に公表可能としている。</p> <p>当然実績は評価記録として保存と公開はISOの要求する見える化の一つである。</p> | | |
|--|---|--|--|